

「兵庫県平成30年7月豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 兵庫県共同募金会

1. 趣旨

平成30年7月5日から発生した豪雨は、兵庫県内各地に大きな被害をもたらし、県内15市町（姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、香美町）に災害救助法が適用されました。

兵庫県共同募金会（以下「本会」という。）は、兵庫県内の被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施します。

2. 義援金の名称

「兵庫県平成30年7月豪雨災害義援金」

3. 受付期間

平成30年7月26日（木）から平成30年10月31日（水）まで

4. 義援金受入口座

| 金融機関 | 口座番号 | 加入者名 |
|--------|----------------|----------------------------|
| ゆうちょ銀行 | 00940-5-211412 | 兵庫県共同募金会 平成30年7月豪雨災害義援金 |

※受付期間内は、ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

5. 現金書留による義援金の送付（受付期間内は、郵便料金免除）

郵便局窓口で現金書留により義援金の送付を希望される場合、現金書留用の封筒左上部に「救助用郵便」と明記いただければ、郵便料金が免除となります。

（宛先）〒651-0062

兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階
社会福祉法人兵庫県共同募金会 あて

6. 義援金の拠出

お寄せいただいた義援金は、兵庫県が設置する「兵庫県平成30年7月豪雨災害

義援金募集委員会」に拠出し、同委員会を通じて被災者に支給されます。

7. 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当するため、税法上の優遇措置対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入の上、本会へ送付ください。後日、領収書を発行いたします。

8. その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、平成30年7月26日から施行します。

9. 問合せ先

社会福祉法人兵庫県共同募金会

〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

(TEL) 078-242-4624

(FAX) 078-242-4625

(E-mail) info@akaihane-hyogo.or.jp